

学校法人四天王寺学園役員報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校法人四天王寺学園（以下「法人」という。）の理事長、常務理事、理事および監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額の算定方法)

第 2 条 役員報酬は、評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の議を経て決定する。
2 役員報酬年額は、別表に定める。

(報酬の支給)

第 3 条 監事を除く役員報酬は、報酬年額の 1 / 12 を乗じた額を毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、支給日にもっとも近い休日でない日に、繰り上げて支給する。
2 監事の報酬は、5 月の監事監査時に 1 年分を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 寄附行為第 6 条第 1 項 1 号および 2 号に基づき選任された理事の報酬は、法人と宗教法人四天王寺（以下「四天王寺」という。）との間で締結された平成 29 年 3 月 31 日付の覚書（以下「覚書」という。）に従って、四天王寺より支給する。
2 監事およびその他の理事の報酬は、法人より支給する。

(期末手当)

第 5 条 役員に対する期末手当は支給しない。

(退職手当)

第 6 条 役員に対する退職手当は支給しない。

(公表)

第 7 条 この規程は、インターネットを利用して公表するものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の議決を経て行なう。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 5 月 26 日に改正施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

別 表

理事報酬

区 分	年 額
理事長	17,400,000 円
常務理事	20,160,000 円
担当理事	11,040,000 円
理事	無報酬

監事報酬

区 分	年 額
監事	400,000 円